

資料5

自殺総合対策大綱における施策の実施状況

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|----------------------------------|-----------------------|--|--|
| | | 平成27年度の取組状況 | 平成28年度の取組状況及び実施予定 |
| 1 自殺の実態を明らかにする取組 | | | |
| (1) 実態解明のための調査の実施 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | 特定の課題に関する研究、国民の意識・行動や地方公共団体、民間団体等における自殺対策の取組等、様々な角度から、自殺の実態解明等に資する調査を実施。 | 引き続き、特定の課題に関する研究、国民の意識・行動や地方公共団体、民間団体等における自殺対策の取組等、様々な角度から、自殺の実態解明等に資する調査を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺総合対策大綱に関する自殺の要因分析や支援方法に関する研究」等を実施。症例対照研究を実施。 | 厚生労働科学研究費補助金「学際的・国際的アプローチによる自殺総合対策の新たな政策展開に関する研究」等にて実施。自殺実態・統計分析室にて地域の自殺の実態を分析し、地方公共団体における計画策定への助言を行える体制を整備する。 |
| (2) 情報提供等の充実 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | 「地域における自殺対策取組事例集」の作成・公表を実施(平成27年9月)。 | 「地域における自殺対策取組事例集」の作成・公表を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターでは、Webサイト「いきる」で、自殺の現状、国・地方自治体の自殺対策、WHOや海外での取り組み等について紹介。自殺予防プログラム評価ツールキット(RAND Suicide Prevention Program Evaluation TOOLKIT)を翻訳、公開した。 また、心理学的剖検研究についての外部評価委員会を開催し、報告書を刊行した。 | 自殺総合対策推進センターに新たに設置された地域連携推進室を中心に、都道府県・市町村への情報提供を充実させる体制を整備する。また、新センターの発足に伴い、ホームページを全面的に改め、地方公共団体への情報提供の充実を図る。 |
| (3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進 | 厚生労働省 | 厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺総合対策大綱に関する自殺の要因分析や支援方法に関する研究」等を実施。 また、自殺予防総合対策センターにおいて、「自死遺族を支えるために～相談担当者のための指針～」の改訂版を刊行。 また、CSP自死遺族サポートネットワークを立ち上げ、自死遺族支援の関係者に向けて情報提供を行った。 | 地域における自殺未遂者・遺族等への支援体制を強化するため、自殺未遂者・遺族支援等推進室を中心に地域の特色を踏まえた実態を検討し具体的な都道府県等への支援方策を調査するとともに、民学官連携による支援体制の整備を図る。 |
| (4) 児童生徒の自殺予防等についての調査の推進 | 文部科学省 | 児童生徒の自殺について、その特徴や傾向等を分析しつつ、児童生徒の自殺予防の在り方に関する調査研究を実施。 | 児童生徒の自殺について、その特徴や傾向等を分析しつつ、児童生徒の自殺予防の在り方に関する調査研究を実施する。 |
| (5) うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発 | 厚生労働省 | 精神疾患に関する診断・治療の更なる質の向上と標準化を推進するための研究等を実施。 | 引き続き、精神疾患に関する診断・治療の更なる質の向上と標準化を推進するための研究等を実施予定。 |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|-------------------------------|-----------------------|--|---|
| | | 平成27年度の取組状況 | 平成28年度の取組状況及び実施予定 |
| (6) 既存資料の利活用の推進 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | <ul style="list-style-type: none"> ○毎月、都道府県別及び市区町村別（自殺者の生前の住居地及び発見地）等の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を実施。 ○東日本大震災に関連する自殺者に係るデータについて警察庁から提供を受け、「東日本大震災関連特別集計」の公表を実施。 ○平成28年2月に警察庁から提供を受けた27年中の確定値データを基に、28年3月に「平成27年中における自殺の状況」を作成、警察庁と共同で公表を実施。 | 引き続き、毎月の「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を行うとともに、「東日本大震災関連特別集計」の公表を実施予定。また、「平成28年中における自殺の状況」の公表を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて、自殺対策に活用できるよう、人口動態統計に基づく地域ごとの自殺死亡統計の分析、自損行為による救急搬送データベースの分析を実施。 | 自殺実態・統計分析室を中心に統計数理研究所と連携して既存資料の利活用推進のためのデータベース構築を進める。 |
| | 警察庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○毎月の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を速報値・暫定値として公表。 ○自殺統計原票データを内閣府へ提供。 ○東日本大震災に関連する自殺者に係るデータを内閣府へ提供。 ○「平成27年中における自殺の状況」を内閣府と共同で公表（平成28年3月）。 | <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、毎月の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を速報値・暫定値として公表。 ○自殺統計原票データを厚生労働省へ提供。 ○東日本大震災に関連する自殺者に係るデータを厚生労働省へ提供。 |
| 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 | | | |
| (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | 平成27年度自殺予防週間（平成27年9月10日～16日）及び平成27年度自殺対策強化月間（平成28年3月）において、 <ul style="list-style-type: none"> ①関係省庁、地方自治体等に啓発事業の実施を呼びかけ。 ②支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供を実施。 ③新聞・インターネット・鉄道広告等の様々な媒体で啓発活動を実施。 | 平成28年度自殺予防週間（平成28年9月10日～16日）及び平成28年度自殺対策強化月間（平成29年3月）において、関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけるとともに、相談会等の情報提供や様々な媒体での啓発活動を実施する予定。 |
| | 関係省庁 | | |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|------------------------|-------|--|--|
| | | 平成27年度の取組状況 | 平成28年度の取組状況及び実施予定 |
| (2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 | 内閣府 | <ul style="list-style-type: none"> ○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、保護者向け及び事業者向け普及啓発資料を作成・公開（平成27年6月）。 ○青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、全国3カ所でフォーラムを開催。 | <ul style="list-style-type: none"> ○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発資料の作成・公開やフォーラムの開催等を通じて、普及啓発活動を実施予定。 |
| | 総務省 | <ul style="list-style-type: none"> ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者・教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。 ○放送分野における青少年のメディアリテラシー向上を目的とした教材貸出しや、総務省Webサイトへの掲載等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者・教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施予定。 ○同様の取組を継続予定。 |
| | 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> ○生命を尊重することの大切さや、いじめの問題等に正面から向き合うような題材等を盛り込んだ「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布。 ○児童生徒の心と体を守る啓発教材を配布。 ○児童生徒の自殺について、その特徴や傾向等を分析しつつ、児童生徒の自殺予防の在り方に関する調査研究を実施。 ○「いじめ対策等総合推進事業」の一環として、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法を身につけさせるため、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムの実施を支援。 ○「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援。 ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。 ○インターネット上の有害環境から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ○生命を尊重することの大切さや、いじめの問題等に正面から向き合うような題材等を盛り込んだ「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布予定。 ○児童生徒の心と体を守る啓発教材を配布予定。 ○児童生徒の自殺について、その特徴や傾向等を分析しつつ、児童生徒の自殺予防の在り方に関する調査研究を実施する。 ○「いじめ対策等総合推進事業」の一環として、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法を身につけさせるため、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムの実施を支援する予定。 ○「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援する予定。 ○引き続き、総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施予定。 ○引き続き、インターネット上の有害環境から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進する予定。 |
| | 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防総合対策センターにおいて、中学校で実施する自殺予防教育プログラム「GRIP」を開発、Webサイトで公開。 | <ul style="list-style-type: none"> ○全ての児童生徒を対象に「SOSの出し方教育（自殺の0次予防）」を実施するための方策と体制整備を図る。 |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|------------------------------------|-----------------------|---|---|
| | | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況及び実施予定 |
| (3) うつ病についての普及啓発の推進 | 厚生労働省 | 精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催。 | 精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催予定。 |
| (4) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | 平成27年度自殺予防週間（平成27年9月10日～16日）及び平成27年度自殺対策強化月間（平成28年3月）において、インターネット等を活用した啓発事業を実施。 | 平成28年度自殺予防週間（平成28年9月10日～16日）及び平成28年度自殺対策強化月間（平成29年3月）において、インターネット等を活用した啓発事業を実施予定。 |
| | 法務省 | 法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、啓発冊子の配布等の各種啓発活動を実施。 | 法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、啓発冊子の配布等の各種啓発活動を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業として実施。 | 生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業として実施予定。 |
| 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 | | | |
| (1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | 厚生労働省 | 精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施。 | 精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施予定。 |
| (2) 教職員に対する普及啓発等の実施 | 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> ○「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」について各種会議等を通じて教育委員会・学校等に周知。 ○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、全国各ブロックで児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会を開催。 ○性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について取りまとめた通知を作成し、各教育委員会等に周知。 ○大学等の学生関係副学長・部課長等を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実・徹底の周知を図るとともに、独立行政法人日本学生支援機構と連携し、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の問題や成長支援に関する正しい知識の修得と理解を促進する取組を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」について各種会議等を通じて教育委員会・学校等に周知予定。 ○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、全国各ブロックで児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会を開催予定。 ○引き続き、大学等の学生関係副学長・部課長等を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実・徹底の周知を図るとともに、独立行政法人日本学生支援機構と連携し、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の問題や成長支援に関する正しい知識の修得と理解を促進する取組を実施予定。 |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|-----------------------------|-----------------------|---|---|
| | | 平成27年度の取組状況 | 平成28年度の取組状況及び実施予定 |
| (3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 | 厚生労働省 | <p>○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員・専門職・相談員を対象とした自殺総合対策企画研修、精神科医療従事者自殺予防研修を実施。また、若年者対策、未遂者対策等の重点課題に向けて、各地の研修に講師協力。</p> <p>○全国の産業保健総合支援センターにおいて産業保健スタッフ等に対する研修等を実施。</p> | <p>○自殺総合対策推進センターにおいて、地域自殺対策推進センターに関わる都道府県・市町村担当者の研修等を実施する。また、産業保健関係者や地域の自殺未遂者・自死遺族支援に係わる民学官関係者の資質向上のための研修も実施する。</p> <p>○全国の産業保健総合支援センターにおいて産業保健スタッフ等に対する研修等を実施予定。</p> |
| (4) 介護支援専門員等に対する研修の実施 | 厚生労働省 | 介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業を実施。 | 介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業を実施予定。 |
| (5) 民生委員・児童委員等への研修の実施 | 厚生労働省 | <p>各都道府県、政令指定都市、中核市が実施する、</p> <p>①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を習得させるための研修</p> <p>②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を習得させるための研修</p> <p>③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎知識及び技術を習得させるための研修</p> <p>等を支援するための「民生委員・児童委員研修事業」を実施。</p> | <p>各都道府県、政令指定都市、中核市が実施する、</p> <p>①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を習得させるための研修</p> <p>②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を習得させるための研修</p> <p>③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎知識及び技術を習得させるための研修</p> <p>等を支援するための「民生委員・児童委員研修事業」を実施予定。</p> |
| (6) 連携調整を担う人材の養成の充実 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | <p>○地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、専門家以外のゲートキーパー等の連携を促進するための関係者間の連携調整を担う人材を養成するため、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、「自殺対策官民連携協働ブロック会議」を開催。</p> <p>○地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるようにするため、自殺対策を担当する地方自治体職員及び民間団体を対象として、「自殺対策人材養成研修」を開催した。</p> | ○引き続き、「自殺対策官民連携協働ブロック会議」及び「自殺対策人材養成研修」を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて、自殺対策の企画立案する自治体担当者等を対象に「自殺総合対策企画研修」を実施。 | 自殺総合対策推進センターにおいて、地域自殺対策推進センターの業務の企画立案を行う自治体担当者等を対象に「地域自殺推進企画研修」を実施。 |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|---------------------------|-------|--|--|
| | | 平成27年度の取組状況 | 平成28年度の取組状況及び実施予定 |
| (7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | 金融庁 | <p>○地方公共団体の人材育成の支援のための研修に際して、心の問題・心のケアへの対応を含めた「多重債務者相談の手引き」の普及を図った。</p> <p>○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像（内閣府作成（「こころのサインに気づいたら」）ゲートキーパー養成研修用DVD）を利用した研修を実施（平成28年2月）。</p> | <p>○地方公共団体の相談員等の資質の向上を図るため、引き続き、「多重債務者相談の手引き」の普及に努める。</p> <p>○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像（内閣府作成（「こころのサインに気づいたら」）ゲートキーパー養成研修用DVD）を利用した研修を実施予定（平成29年2月）。</p> |
| | 消費者庁 | <p>○地方消費者行政推進交付金等を通じ、多重債務問題に関する研修などを実施する地方公共団体の取組を支援。</p> <p>○独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修などの支援を実施。</p> | <p>○地方消費者行政推進交付金等を通じ、多重債務問題に関する研修などを実施する地方公共団体の取組を支援。</p> <p>○引き続き、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修などの支援を実施予定。</p> |
| | 厚生労働省 | 厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を実施。 | 厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を28年度も引き続き実施予定。 |
| | 関係府省庁 | | |
| (8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 | 警察庁 | 警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族等への対応を実施。 | 警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族等への対応を引き続き実施予定。 |
| | 総務省 | 消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防学校等での教養訓練を通じて、消防職員の資質の向上に取り組んだ。 | 消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、引き続き各消防学校等での教養訓練を通じて、消防職員の資質の向上に取り組む。 |
| (9) 研修資料の開発等 | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて実施する自殺総合対策企画研修、精神科医療従事者自殺予防研修、心理職自殺予防研修等に用いる研修資料を開発。 | 地域レベルの自殺総合対策を推進するため、自殺総合対策推進センターが中心になって、地域の自殺総合対策の類型化された政策パッケージを開発し、研修資料として活用できるようにする。 |
| (10) 自殺対策従事者への心のケアの推進 | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて実施する研修のカリキュラムの中に、自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んだ。 | 自殺総合対策推進センターが実施する各種研修において、自殺対策従事者の心のケアの推進に関する事項を盛り込む。 |
| | 関係府省庁 | | |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|---------------------------|-----------------------|--|--|
| | | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況及び実施予定 |
| (11) 様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | 平成27年度自殺予防週間(平成27年9月10日～16日)及び平成27年度自殺対策強化月間(平成28年3月)において、ゲートキーパーとしての役割が期待される団体等に対して、協力の呼びかけを実施した。 | 平成28年度自殺予防週間(平成28年9月10日～16日)及び平成28年度自殺対策強化月間(平成29年3月)において、ゲートキーパーとしての役割が期待される団体等に対して、協力の呼びかけを実施予定。 |
| | 関係省庁 | | |
| 4 心の健康づくりを進める取組 | | | |
| (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域・職域連携推進協議会において地域保健と職域保健が連携して、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策推進のための事業を実施している。 ○過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を作成した。これに基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止に関する対策に取り組んだ。 ○都道府県労働局・労働基準監督署による事業場及び業界団体等に対する指導を実施。 ○全国の産業保健総合支援センターによるメンタルヘルス対策の総合的な支援を実施。特に小規模事業場については、長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導も実施。 ○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてメンタルヘルスに関する情報提供やメール相談を実施。 ○電話相談窓口「こころほっとライン」を新たに開設し、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する労働者や家族等からの相談に対応。 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域・職域連携推進協議会において地域保健と職域保健が連携して、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策推進のための事業を実施予定。 ○過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、引き続き、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止に関する対策に取り組む。 ○都道府県労働局・労働基準監督署による事業場及び業界団体等に対する指導を実施予定。 ○全国の産業保健総合支援センターによるメンタルヘルス対策の総合的な支援を実施。特に小規模事業場については、長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導も実施予定。 ○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてメンタルヘルスに関する情報提供やメール相談を実施予定。 ○電話相談窓口「こころほっとライン」を新たに開設し、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する労働者や家族等からの相談に対応。 |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|--------------------------|-------|---|--|
| | | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況及び実施予定 |
| (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備 | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて、 ①自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺総合対策企画研修を実施。 ②ホームレスを含む生活困窮者支援と自殺対策・精神保健支援の連携に取り組んだ。 ③関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、平成18年から全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を設置し、関係機関における連携体制を推進。 | 自殺総合対策推進センターは地域自殺対策推進センターが効果的にその役割を果たせるように技術的な助言・指導を行う。 ①都道府県・政令指定市の地域自殺対策推進センター等の担当者を集めて連絡会議を開催し、自殺対策に関する意見交換・指導助言を行う。必要に応じて、市町村の自殺対策に関するブロック会議を開催する。 ②都道府県自殺対策計画等の策定に関する技術的助言を行う体制を整備する。 |
| (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備 | 農林水産省 | ○農山漁村のコミュニティの維持・再生のため、「農」を活用した医療・福祉の取組や、豊かな自然や「食」を観光、教育等に活用する地域の取組等への支援を実施。 ○都市における福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）の先進事例の創出と横展開を推進。 ○農山漁村の高齢者、女性等のコミュニティ活動促進のため、地域住民活動支援促進施設等の整備への支援を実施。 ○山村地域の高齢者の生きがい発揮のため、特用林産物（森林から生産される産物のうち、木材以外のきのこ類、木炭、竹などの総称）の生産基盤の整備等生産環境づくりへの支援を実施。 | ○農山漁村において、コミュニティの維持・再生及び地域の活性化を図るため、「農」を活用した医療・福祉の取組や、高齢者の生きがい発揮のため、地域住民活動支援促進施設の整備等の支援を実施予定。 ○都市における福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）の先進事例の創出と横展開を推進予定。 ○山村地域の高齢者の生きがい発揮のため、特用林産物（森林から生産される産物のうち、木材以外のきのこ類、木炭、竹などの総称）の生産基盤の整備等生産環境づくりの支援を実施予定。 |
| | 国土交通省 | 地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備等を推進。 | 引き続き、歩いていける身近な都市公園の整備等を推進。 |
| | 文部科学省 | ○平成25年度・26年度に取り組んだ「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」によって得られた過疎・高齢化が進む地域での世代間交流を通じた地域づくりや、地域で問題を抱える若者への居場所の提供を始めとした支援などに取り組むノウハウやプロセスの全国への普及・啓発を行った。 | ○平成25年度・26年度に取り組んだ「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」によって得られた過疎・高齢化が進む地域での世代間交流を通じた地域づくりや、地域で問題を抱える若者への居場所の提供を始めとした支援などに取り組むノウハウやプロセスの全国への普及・啓発を行う予定。 |
| (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備 | 文部科学省 | ○全国養護教諭研究大会を開催。 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実する。 ○子供の心のケアシンポジウムを開催。 | ○全国養護教諭研究大会を開催予定。 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実する予定。 |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|--|-------|--|---|
| | | 平成27年度の取組状況 | 平成28年度の取組状況及び実施予定 |
| (4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 | 復興庁 | <p>総理指示を受け、復興大臣の下で被災者支援（健康・生活支援）タスクフォースによる議論を行い、現場の課題への対応による施策の強化となる「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」を策定（平成26年8月25日）。</p> <p>さらに、その後、復興庁及び関係府省において施策の具体化に取組むとともに、現場での意見交換を重ね、50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定（平成27年1月23日）。</p> <p>仮設住宅等で避難生活を送られる被災者の方々の心と体の健康への支援や災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための50の対策を取りまとめた。</p> | <p>避難の長期化や被災者の分散化などによる様々な課題に対応するため、見守り活動の推進に必要な相談員・復興支援員の確保のほか、生きがいづくりの支援による被災者の方々の「心の復興」、災害公営住宅のコミュニティ形成への支援の弾力化、被災者支援コーディネーターや被災者支援に係る総合交付金の創設など、総合対策をもとに、被災者支援に携わられる自治体や関係団体とも連携しつつ、政府一丸となって被災者支援に当たる。</p> |
| | 消費者庁 | <p>○関係府省、地方公共団体及び消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する意見交換会等のリスクコミュニケーションの取組を行った。</p> <p>○放射性物質や、食品安全の問題等をわかりやすく説明するため、冊子「食品と放射能Q&A」と「食品と放射能Q&Aミニ」を提供。</p> | <p>○引き続き、関係府省、地方公共団体及び消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する意見交換会等のリスクコミュニケーションの取組を行う。</p> <p>○適宜最新情報に基づく改訂を行い、放射性物質や、食品安全の問題等をわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」と「食品と放射能Q&Aミニ」を継続して提供する予定。</p> |
| | 関係省庁 | | |
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組 | | | |
| (1) 精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実 | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療従事者自殺予防研修、心理職自殺予防研修を実施。また各地の研修に協力。 | 自殺総合対策推進センターにおいて、精神科医療を担う人材育成のための研修等を行う。良質かつ適切な精神科医療が提供される体制整備へ向けた研究を行う。 |
| (2) うつ病の受診率の向上 | 厚生労働省 | 精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施。 | 精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施予定。 |
| (3) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】 | — | | |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|--|-------------------|---|--|
| | | 平成27年度の取組状況 | 平成28年度の取組状況及び実施予定 |
| (4) 子供の心の診療体制の整備の推進 | 厚生労働省 | 様々な子供の心の問題に幅広く対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業等を行う、子供の心の診療ネットワーク事業を実施。 | 様々な子供の心の問題に幅広く対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業等を行う、子供の心の診療ネットワーク事業を引き続き実施予定。 |
| (5) うつ病スクリーニングの実施 | 厚生労働省 | うつ病の懸念のある人の早期発見に資するよう、高齢者の介護予防や、社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備等、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進。 | うつ病の懸念のある人の早期発見に資するよう、高齢者の介護予防や、社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備等、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。 |
| (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 | 内閣府（アルコール健康障害） | アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）において、フォーラムの開催等、自殺等の問題を含むアルコール関連問題についての啓発を実施。 | ○アルコール健康障害対策基本法に基づき、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定予定。 ○引き続き、アルコール関連問題啓発週間において、フォーラムの開催等、自殺等の問題を含むアルコール関連問題についての啓発を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 「精神科医療従事者自殺予防研修」を実施。パーソナリティ障害患者に適切に対応できるよう、すべての研修に関連プログラムを導入。 | うつ病以外の精神疾患に適切に対応できるよう、精神医療および精神保健関係者等を対象に必要な研修を行う。 |
| (7) 慢性疾患患者等に対する支援 | 厚生労働省 | 地域医療介護総合確保基金を通じて、看護師の資質の向上に関する研修への財政支援を実施。 | 引き続き地域医療介護総合確保基金を通じて、看護師の資質の向上に関する研修への財政支援を実施予定。 |
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | | | |
| (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信 | 内閣府（平成28年度は厚生労働省） | ○「こころの健康相談統一ダイヤル」の全国的な運用に向け、対象地域を拡大（平成27年度に全都道府県に拡大）。 ○地域自殺対策強化交付金を活用し、包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実。 | ○引き続き、「こころの健康相談統一ダイヤル」を運用。 ○地域自殺対策強化交付金を活用し、包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実予定。 |
| | 厚生労働省 | 生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業として実施。 | 生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業として実施予定。 |
| | 関係省庁 | | |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|--------------------------------|-------|---|---|
| | | 平成27年度の取組状況 | 平成28年度の取組状況及び実施予定 |
| (2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 金融庁 | 多重債務者相談強化キャンペーンを実施し、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会等の取組を行った。 | 多重債務者相談強化キャンペーンを実施し、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会等の取組を行う。 |
| | 消費者庁 | 「地方消費者行政推進交付金」等を通じ、引き続き地方公共団体が実施する取組への支援を実施。 | 「地方消費者行政推進交付金」等を通じ、引き続き地方公共団体が実施する取組への支援を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度を実施。 | 各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度を実施予定。 |
| (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等 | 厚生労働省 | <p>○失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に心理的不安から、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応。</p> <p>○ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションを全国に設置。また、</p> <p>①一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、</p> <p>②就職後の定着・ステップアップ支援</p> <p>③職場体験等</p> <p>を行うことにより、ニート等の若者の職業的自立支援を行う。</p> | <p>○ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を、28年度も引き続き実施予定。</p> <p>○ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションを全国に設置し、引き続き、</p> <p>①一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、</p> <p>②就職後の定着・ステップアップ支援</p> <p>③職場体験等</p> <p>を行うことにより、ニート等の若者の職業的自立支援を実施予定。さらに、地域若者サポートステーションにおいて、高校中退者等に対する支援を更に充実させるため、学校等関係機関と連携し、切れ目のない支援を強化する予定。</p> |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|---------------------|-------|---|---|
| | | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況及び実施予定 |
| (4) 経営者に対する相談事業の実施等 | 経済産業省 | <p>○引き続き、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助。</p> <p>○47都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」、独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された「中小企業再生支援全国本部」において、中小企業における事業の再生に関する相談から、保証債務の整理を含めた再生計画の策定支援まで対応。</p> <p>○引き続き、各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺（全国48か所）」において、中小企業からの取引に関する各種相談に対応。</p> <p>○平成23年3月31日より新たに実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」について、平成27年度についても継続して実施。</p> <p>○引き続き、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構・地域本部等にて経営者保証に関する相談を受け付けるとともに、ガイドラインの利用を希望する方への専門家派遣を継続して実施。</p> | <p>○引き続き、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助。</p> <p>○47都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」、独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された「中小企業再生支援全国本部」において、中小企業における事業の再生に関する相談から、保証債務の整理を含めた再生計画の策定支援まで対応予定。</p> <p>○引き続き、各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺（全国48か所）」において、中小企業からの取引に関する各種相談に対応。</p> <p>○平成23年3月31日より新たに実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」について、平成28年度についても継続して実施。</p> <p>○引き続き、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構・地域本部等にて経営者保証に関する相談を受け付けるとともに、ガイドラインの利用を希望する方への専門家派遣を継続して実施予定。</p> |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|-----------------------|-------|--|---|
| | | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況及び実施予定 |
| (5) 法的問題解決のための情報提供の充実 | 法務省 | <ul style="list-style-type: none"> ○インターネット広告及びパンフレットやリーフレット等の配布等を実施し、法テラスの認知度の向上と業務内容の理解を促した。 ○東日本大震災に関して、被災3県（岩手、宮城、福島）を中心にキャンペーン広報を実施し、法テラスの被災者支援等の法的支援業務周知や同制度及び法テラスの利用の促進を図った。 ○引き続き、関係機関と連携・協力し、自殺要因となる問題に関する相談会を実施した。 ○自殺の要因ともなり得る震災に係る問題についても、引き続きフリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）において、解決に役立つ法制度や相談窓口の紹介を行った。 ○被災地に設置した臨時出張所において、消費者庁・地方自治体と連携して、司法書士・社会福祉士・社会保険労務士・税理士などの専門家によるワンストップのよろず相談会を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○インターネット広告及びパンフレット・リーフレット等の配布等を実施し、法テラスの認知度の向上と業務内容の理解を促す。 ○東日本大震災に関して、キャンペーン広報を実施し、法テラスの被災者支援等の法的支援業務の周知や同制度の利用促進を図る。 ○引き続き、関係機関と連携・協力し、自殺要因となる問題に関する相談会を実施する。 ○自殺の要因ともなり得る震災に係る問題についても、引き続きフリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）において、解決に役立つ法制度や相談窓口の紹介を行う。 ○被災地に設置した臨時出張所において、消費者庁・地方自治体と連携して、司法書士・社会福祉士・社会保険労務士・税理士などの専門家によるワンストップのよろず相談会を実施する。 |
| (6) 危険な場所、薬品等の規制等 | 厚生労働省 | 毒物及び劇物について、自治体及び事業者団体を通じ、一般消費者に対する販売の自粛及び、使用目的や数量が不審な購入者については警察に通報するよう従来より事業者に要請しており、必要に応じて通知による周知を行う等、引き続き不適切な使用につながる流通の防止を図る。 | 引き続き、毒物及び劇物について、自治体及び事業者団体を通じ、一般消費者に対する販売の自粛及び、使用目的や数量が不審な購入者については警察に通報するよう従来より事業者に要請しており、必要に応じて通知による周知を行う等、引き続き不適切な使用につながる流通の防止を図る。 |
| | 国土交通省 | ホームドア等の整備や新たなタイプのホームドアの技術開発といった対策に対する支援を強化し、転落防止対策を進めた。 | 引き続き、転落防止対策を進める。 |
| | 警察庁 | 自殺のおそれがある行方不明者の発見活動に努めた。 | 自殺のおそれがある行方不明者の発見活動の確実な実施を図る。 |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|--------------------------|-------|---|---|
| | | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況及び実施予定 |
| (7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進 | 内閣府 | <ul style="list-style-type: none"> ○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、保護者向け及び事業者向け啓発資料を作成・公開（平成27年6月）。 ○青少年のインターネット利用環境実態調査（平成27年11月）等の各種調査を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ○青少年の適切なインターネット利用を促進するため、普及啓発資料の作成・公開やフォーラムの開催等を通じて、普及啓発活動を実施予定。 ○青少年のインターネット利用環境実態調査等の各種調査を実施予定。 |
| | 総務省 | 引き続きモデル条項等の適切な運用を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを設置・運営した。 | 28年度においても、引き続きモデル条項等の適切な運用を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを設置・運営する。 |
| | 文部科学省 | インターネット上の有害環境から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進する。 | 引き続き、インターネット上の有害環境から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進する予定。 |
| | 経済産業省 | 民間団体などと連携して、フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動等を通じたフィルタリング利用促進を推進。 | 引き続き、民間団体などと連携して、フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動等を通じたフィルタリング利用促進を推進する予定。 |
| | 警察庁 | インターネット・ホットラインセンター及び都道府県警察において、インターネット上の自殺関連情報について、サイト管理者等へ削除依頼を実施。 | 都道府県警察において、インターネット上の自殺関連情報について、サイト管理者等へ削除依頼を実施予定。 |
| (8) インターネット上の自殺予告事案への対応等 | 総務省 | 引き続きモデル条項等の適切な運用を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを設置・運営した。 | 28年度においても、引き続きモデル条項等の適切な運用を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを設置・運営する。 |
| | 経済産業省 | 民間団体などと連携して、フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動等を通じたフィルタリング利用促進を推進。 | 引き続き、民間団体などと連携して、フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動等を通じたフィルタリング利用促進を推進する予定。 |
| | 警察庁 | 都道府県警察では、インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施。 | 都道府県警察では、インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施予定。 |
| (9) 介護者への支援の充実 | 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護や通所介護に係る介護保険給付。 ○地域包括支援センターに携わる職員等を対象とした研修の実施。 ○介護教室・介護者相互の交流会開催について、地域支援事業の家族介護支援事業として経費の一部を負担。 | <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護や通所介護に係る介護保険給付。 ○地域包括支援センターに携わる職員等を対象とした研修の実施。 ○介護教室・介護者相互の交流会開催について、地域支援事業の家族介護支援事業として経費の一部を負担。 |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|------------------------------|-------|---|---|
| | | 平成27年度の取組状況 | 平成28年度の取組状況及び実施予定 |
| (10) いじめを苦しめた子供の自殺の予防 | 法務省 | <ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布（平成27年10月中旬から11月下旬）。 ○「インターネット人権相談受付窓口」（子ども用）を開設。 ○専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）を開設。 ○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施（平成27年6月22日から同月28日まで）。 <p>これらの施策により、子供たちがより相談しやすい体制を確立し、いじめを始めとする子供の人権問題の解決に努めた。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布予定（平成28年10月中旬から11月下旬）。 ○引き続き「インターネット人権相談受付窓口」（子ども用）を開設。 ○引き続き専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）を開設。 ○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施予定（平成28年6月27日から7月3日まで）。 <p>これらの施策により、子供たちがより相談しやすい体制を確立し、いじめを始めとする子供の人権問題の解決に努める。</p> |
| | 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、総合的ないじめ対策を進めるとともに、各種会議等を通じ、各教育委員会等の生徒指導担当者等に対し、法律や基本方針を周知。 ○いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた先進的な取組について調査研究を実施。 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の補助をすることにより、学校における教育相談体制を充実。 ○24時間体制の電話相談を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、総合的ないじめ対策を進めるとともに、各種会議等を通じ、各教育委員会等の生徒指導担当者等に対し、法律や基本方針を周知予定。 ○いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた先進的な取組について調査研究を実施予定。 ○引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の補助をすることにより、学校における教育相談体制を充実する予定。 ○引き続き、24時間体制の電話相談を実施予定、さらに、平成28年4月1日より通話料を無料化。 |
| (11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実 | 内閣府 | <ul style="list-style-type: none"> ○「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」の実施。 ○「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」の実施。 ○「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」の実施。 |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|-------------------------------|-----------------------|--|---|
| | | 平成27年度の取組状況 | 平成28年度の取組状況及び実施予定 |
| (1) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実 | 警察庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○被害者等に対する精神科医等による支援を実施。 ○カウンセリング専門職員等に対する専門的研修を実施。 ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託を実施。 ○民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託を実施。 ○被害者の心情に配慮した事情聴取等を実施。 ○協力が得られた医療機関において、警察への被害の届出を躊躇している性犯罪被害者の同意を得た上で医師等が証拠を採取する取組を試行実施（対象県：平成26年度5都道県、平成27年度5県追加） | <ul style="list-style-type: none"> ○被害者等に対する精神科医等による支援を実施予定。 ○カウンセリング専門職員等に対する専門的研修を実施予定。 ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託を実施予定。 ○民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託を実施予定。 ○被害者の心情に配慮した事情聴取等を実施予定。 ○引き続き協力が得られた医療機関において、警察への被害の届出を躊躇している性犯罪被害者の同意を得た上で医師等が証拠を採取する取組を試行実施し、その効果等について今後検討する予定。 |
| | 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防総合対策センターにおいて、地域保健機関における事例検討会に助言・協力。 ○児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を策定し、対策を推進。 ○児童相談所全国共通ダイヤルの電話番号を3桁番号に変更。 | 自殺総合対策推進センターとして、児童虐待や性犯罪・性暴力被害者への支援を行うための助言等を行う。 |
| (2) 生活困窮者への支援の充実 | 厚生労働省 | 平成27年度に生活困窮者自立支援法が実施され、必須事業として福祉事務所設置自治体（901自治体）全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として約250の自治体で就労準備支援事業等が実施。各種ガイドラインの策定・周知等や、各事業に従事する者を対象に国が直接研修を実施。 | 平成28年度も引き続き制度の着実な推進を図る。 |
| (13) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施。 | 自殺総合対策推進センターにおいて、報道機関に対する世界保健機関の手引きを引き続き周知を図る。 |
| | 内閣府 （平成28年度は厚生労働省） | 内閣府のwebサイトに、世界保健機関の「自殺予防メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知を実施。 | 引き続き、世界保健機関の「自殺予防メディア関係者のための手引き」の周知を図る。 |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組 | | | |
| (1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて、一般救急医療や救急医療機関のスタッフを対象とした各地の講演・研究会に協力。 | 自殺総合対策推進センターとして、救急医療施設の精神科医等のスタッフに対する研修に協力する。 |
| (2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援 | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて実施する研修、事業のプログラムとして実施。 | 自殺対策総合推進センターとして、適切な支援手法に関する研修プログラムとして実施する。 |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|---------------------------|-----------------------|--|---|
| | | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況及び実施予定 |
| 8 遺された人への支援を充実する取組 | | | |
| (1) 遺族の自助グループ等の運営支援 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | 地域自殺対策強化交付金を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施。 | 地域自殺対策強化交付金を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて、「自死遺族を支えるために～相談担当者のための指針～」の改訂版を刊行。また、心理学的剖検調査の過程において、遺族支援の情報を確実に提供するため、CSP自死遺族サポートネットワークを立ち上げた。 | 自殺総合対策推進センターは遺族等の深刻な心理的影響が緩和されるよう、都道府県自殺対策計画等と連動して、自助グループ等の運営を支援する体制の整備を支援する。 |
| (2) 学校、職場での事後対応の促進 | 文部科学省 | 児童生徒の自殺の背景となった事実関係に関する報告の状況等を踏まえ、必要に応じ、教育委員会等への必要事項の周知等を実施。 | 児童生徒の自殺の背景となった事実関係に関する報告の状況等を踏まえ、必要に応じ、教育委員会等への必要事項の周知等を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知。 | 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知。 |
| (3) 遺族等のための情報提供の推進等 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | 地域自殺対策強化交付金を通じて、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等の作成等に対する支援を実施。 | 地域自殺対策強化交付金を通じて、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等の作成等に対する支援を実施予定。 |
| | 関係省庁 | | |
| (4) 遺児への支援【再掲】 | — | | |
| 9 民間団体との連携を強化する取組 | | | |
| (1) 民間団体の人材育成に対する支援 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | 地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成への支援を実施。 | 地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材養成への支援を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて国内外の情報収集、Webサイトを通じた情報提供を実施。また、自殺のハイリスク者の支援に係る組織団体等への情報提供や研修への協力を実施。 さらに、若年者の自殺対策の提言を踏まえた学術と現場の連携モデル活動を検討。 | 自殺総合対策推進センターが中心となり、地域自殺対策推進センターと連携を図りつつ、地域の民間団体の人材育成に関する研修プログラムを企画・実施する。 |
| (2) 地域における連携体制の確立 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | ○「地域における自殺対策取組事例集」の作成・公表を実施(平成27年9月)。 ○自殺対策官民連携協働ブロック会議を開催し、地方公共団体及び民間団体における取組事例の紹介を実施。 | ○「地域における自殺対策取組事例集」の作成・公表を実施予定。 ○自殺対策官民連携協働ブロック会議を開催し、地方公共団体及び民間団体における取組事例の紹介を実施予定。 |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 実施状況 | |
|---------------------------------------|-----------------------|---|--|
| | | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況及び実施予定 |
| (2) 地域における連携体制の確立 | 厚生労働省 | 自殺予防総合対策センターにおいて、 ①都道府県・政令指定都市および市区町村における自殺対策の取組状況に関する調査を実施し報告書を作成。 ②関係省庁、地方自治体、民間団体等、関連機関との事例検討、連絡を行う自殺対策ネットワーク協議会を設置。 | 自殺総合対策推進センターは地域自殺対策推進センターと協力して、地域における連携体制を強化するために保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係者との有機的な連携が図られる体制の整備を支援する。 |
| | 関係省庁 | | |
| (3) 民間団体の電話相談事業に対する支援 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | 地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の電話相談事業への支援を実施。 | 地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の電話相談事業への支援を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 自殺予防の電話相談事業を行う各種民間団体の活動に対して、助成した。 | 自殺予防の電話相談事業を行う各種民間団体の活動に対して、助成を実施予定。 |
| (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 | 内閣府 (平成28年度は厚生労働省) | ○地域自殺対策強化交付金を通じて、地域における民間団体の先駆的・試行的取組みに対する支援を実施。 ○自殺対策官民連携協働ブロック会議において、民間団体からの取組事例の紹介を実施。 | ○地域自殺対策強化交付金を通じて、地域における民間団体の先駆的・試行的取組みに対する支援を実施予定。 ○自殺対策官民連携協働ブロック会議において、民間団体からの取組事例の紹介を実施予定。 |
| | 厚生労働省 | 自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施。 | 自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施予定。 |